

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
- 域の指定解除……………(同)…二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- ………(環境局総務部環境政策課)…六
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………(同)…七
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七

告示

●東京都告示第二百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第百九十八号東京都都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 練馬区
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第八十一号中里郷土の森緑地
 - 三 事業施行期間 平成二十五年二月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 四 事業地 練馬区大泉町一丁目地内
- 使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百三十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき野津田東土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称 野津田東土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地

町田市野津田町千五十八番地

三 設立認可の年月日 平成十年五月二十一日

四 変更の内容 事業施行期間を平成三十年三月三十一日まで延長する。

五 変更認可の年月日 平成二十八年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第二百三十七号

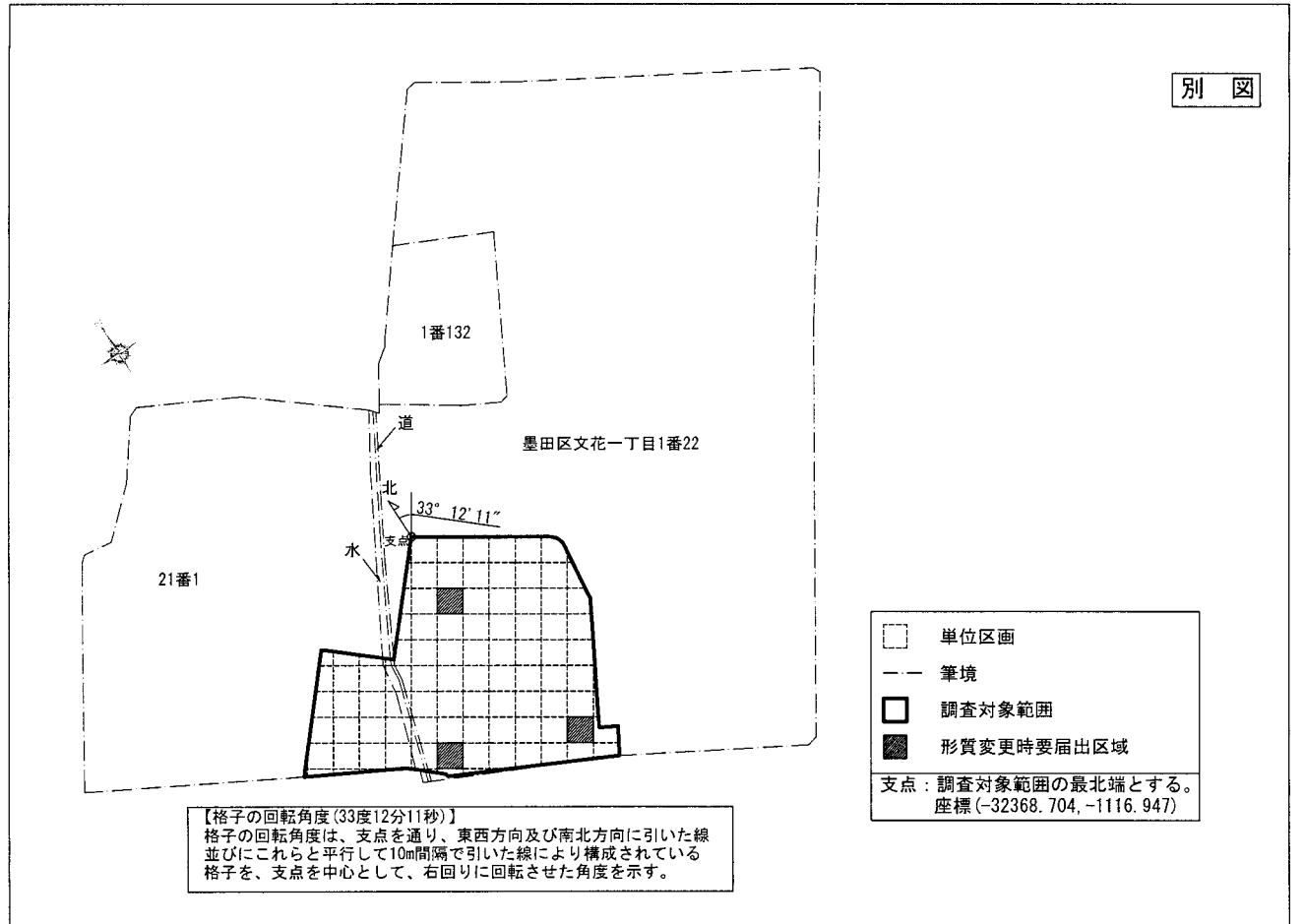
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区文花一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十四日

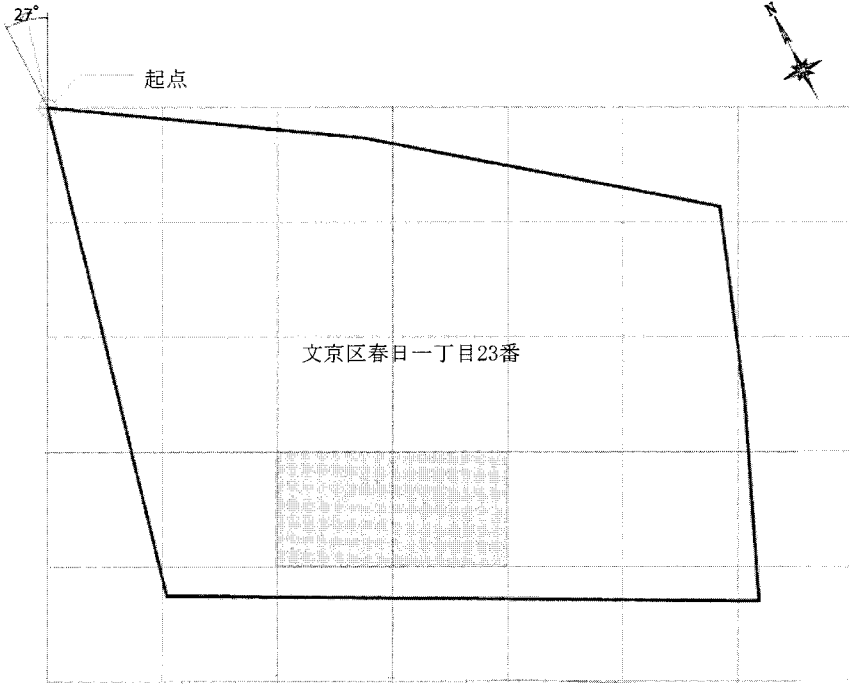
東京都知事 舛添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区春日一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界線
- 単位区画線
- 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、文京区春日一丁目23番の最北端とする。

【格子の回転角度】 (27度)
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人歴史文化交流フォーラム

三 代表者の氏名

南塚 信吾

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目十七番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、発展途上地域と我が国の歴史的な価値を持つ文化の研究とその交流に関する事業を行い、以って文化、芸術の発展と国際交流に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人産学連携推進機構</p> <p>三 代表者の氏名 妹尾 堅一郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区谷中一丁目五番十一号 デイアプラザ根津三〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く産業界、官界、大学及び一般市民に対し、教育、ベンチャー支援、技術の活用、またそれらに係る各種セミナー等の普及・啓蒙活動を通して産学連携の推進を図り、新技術を基盤とした産業の創出・経済活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 浦辺 徹郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区弥生一丁目一番一号 東京大学大学院農学生命科学研究科 フードサイエンス棟四階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、天然資源と人類の文化遺産の持続的保全への動機付けと理解の促進のために、地球上に起きてい</p>	<p>る変化を科学的に調査研究する野外探査並びに環境教育を支援することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人仕事の引出し</p> <p>三 代表者の氏名 黒岩 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区松原六丁目三十四番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、おおむね十代後半から三十代を中心とした、種々の理由により就労・就業による社会参加に不安を抱える若者に対し、適応可能な労働環境を整備、提供し、前述の若者間で仕事を引出す、もしくは地域コミュニティ・高齢者と若者間とのパートナーシップで仕事を引出すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全国言友会連絡協議会</p> <p>三 代表者の氏名 南 孝輔</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚一丁目三十番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>この法人は、吃音者、吃音児及び保護者、吃音に関心のある市民に対して、吃音の理解、吃音問題の啓発、吃音状態の改善に関する事業を行い、吃音を持ったままでもよりよく生きることが出来る理解ある社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球環境共生ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 比嘉 照夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝二丁目六番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、有用微生物技術の活用を中心に、生ゴミ堆肥化の推進、自然農法の普及をはじめ、汚水処理、工業利用、産業廃棄物リサイクルの推進など、地球レベルの環境問題を解決するため、奉仕の精神に基づき、広く社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オックスファム・ジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 亀谷 かをり</p>
---	---	---

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都台東区上野五丁目三番四号 クリエイティブOne 秋葉原ビル七階</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、次の目的を達成する。 (1) 貧困の無い世界を目指して、発展途上国等の貧困や紛争のもたらす基本的人権の侵害による苦しみを開発事業や人道支援活動を通じて軽減する。 (2) 貧困と不正義の原因およびそれらが引き起こす諸影響の理解を日本の市民に広めて、豊かな地球市民社会実現のための行動者を育成する。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つくしんぼ保育所</p> <p>三 代表者の氏名 荒木 さかえ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区北大塚一丁目十一番十九号 ヴィラノア一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は地域社会において、子どもから高齢者まで生き生きと充実した生活がおくれる社会を実現するための諸活動をおこなう。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p>	<p>平成二十八年一月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本・デンマーク生活研究所</p> <p>三 代表者の氏名 千葉 忠夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江東区東雲一丁目九番十八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本に在住する者及び日本国外に在住しこの法人の設立趣旨に賛同する者に対して、デンマークの福祉、教育、環境、社会制度などの研究および日本国内への普及啓発に関する事業を行い、日本国内における豊かで価値ある生活の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本免疫学会</p> <p>三 代表者の氏名 審良 静雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区三崎町三丁目六番二号 原島三崎町ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く市民に対して、学術集会の開催等による免疫学及び関連分野の研究及び普及・啓発等を通じて、その進歩と発展を図り、国民の医療福祉に寄与する</p>	<p>ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年二月二十四日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年一月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クリエイティブサポート</p> <p>三 代表者の氏名 藤村 頌太、速水 郷二、松浦 禎真</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区足立二丁目二十七番十七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、作家・クリエイターの方や、作家・クリエイターを目指す方の、活動・活躍する場を提供することによって、日本における創作のレベルの向上を目的とする。また、作家・クリエイターが集まることにより、創作による、現代的文化(現代POPカルチャー)発信の地として、イメージ向上、文化及び経済の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p>
--	---	--

平成二十八年一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カルナ

三 代表者の氏名

金子 美代子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目十二番十二号 サカキビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、消費者の保護および啓蒙ならびに育成に関する活動及び人権の擁護に寄与する活動ならびにマスメディアの在り方に関する提言活動を行い、過去の反省を生かし、誰もが生き生きと参画できる社会の創造に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人せたがや喜多見農とみどり

三 代表者の氏名

清水 篤

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区喜多見四丁目七番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、農作業体験の場を提供する事、イベントや情報媒体を活用して、地域住民に農業・農地の役割やその魅力を発信し、普及、

啓発する事、また農業者の支援、区内で取れた作物の流通の拡大等、農業の振興を通じて、地域の緑豊かな景観を保全し、自然と調和したまちづくり等に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワンドロップ・プロジェクト

三 代表者の氏名

芹澤 典子

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号 アスパイ

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、音楽や啓蒙イベントの開催、出版物の企画販売等の事業を行うことにより、誰もが人間としての尊厳を持ち、本当の自分を信じ、活かし、喜びをもって暮らせる社会の実現と他者への思いやりと心の平安平和を持つことが出来る社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人デジタルウェルネス

三 代表者の氏名

小峯 啓友

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市栄町一丁目二十番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、高齢者及び障がい者の福祉問題、若者の就労の問題に関して、IT技術を活用して自己実現を支援する事業を行い、誰もが健康で生き生きとした地域社会の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、都営村山団地(後期)建替事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
平成二十八年二月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外添 要一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

都営村山団地(後期)建替事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年二月二十九日

四 工事完了の予定年月日

平成四十三年三月三十一日
届出日

平成二十八年二月八日

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八条第一項の規定に基づき、練馬清掃工場建替事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 西川 太一郎

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称

練馬清掃工場建替事業

三 工事着手の年月日

平成二十三年二月七日

四 工事完了の年月日

平成二十七年十一月三十日

五 届出日

平成二十八年二月五日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十八年二月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)府中寿町プロジェクト

二 店舗所在地 府中市寿町二丁目四番四十二ほか

三 設置者名 生活協同組合コープみらい

四 設置者住所 埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 生活協同組合コープみらいほか未定

六 新設をする日 平成二十八年十月十一日

七 店舗面積の合計 二千六百六十平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六十七台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百四十四台

十 荷さばき施設の位置 店舗内 九十二平方メートル

置及び面積

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十・八一立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の開店時刻 午後十時四十五分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前三時から午後十一時までほか

十七 届出日 平成二十八年二月十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 平成二十八年二月二十四日から同年六月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、資源物のため、リサイクルできます。